

令和3年10月24日執行予定

# 大口町長選挙及び

# 大口町議会議員補欠選挙

※衆議院議員総選挙が10月17日におこなわれる場合、1週間前倒し同日におこなう場合があります。詳しくは大口町ホームページをご覧ください。



町選挙TOP

投票日 10月24日(日) 午前7時から午後8時

### 《投票のできる人》

年齢要件 平成15年10月25日以前に出生した人

住所要件 令和3年7月18日以前に大口町に在住し、住民基本台帳に

登録されている方で引き続き大口町にお住まいの方

※投票前に大口町から転出された方は投票できません。

### 《転入者の皆さんへ》

令和3年7月19日以後に大口町へ転入された方は、大口町の選挙人名簿には登録されないため、投票できません。

### 《期日前投票》

期間 10月20日(水)から23日(土) 午前8時30分から午後8時まで

※土曜日にも投票できます。

場所 大口町役場 1階 相談室

### 《投票方法について》

※大口町長選挙の投票用紙は黄色です。候補者の氏名を記入してください。

※大口町議会議員補欠選挙の投票用紙は白色です。候補者の氏名を記入し

てください。

◎入場券をご持参ください。ハガキ形式の入場券を郵送します。投票には、

その入場券を持ってお出かけください。

投票日(10月24日)に投票する場合は不要です。

期日前投票のご案内 XX-XXX-XX  
期日前投票期間 : 10月20日(水)~10月23日(土)  
期日前投票の時間 : 午前8時30分~午後8時  
期日前投票の場所 : 大口町役場 1階 相談室

### 宣誓書

私は、令和3年10月24日執行の大口町長選挙及び大口町議会議員補欠選挙の当日、次の事由に該当する見込みです。次のAからE及びAからオのいずれかに○を付けてください。

A 仕事等(1号)	ア.仕事 イ.学業 ウ.地域行事の役員 エ.本人又は親族の冠婚葬祭 オ.その他( )に従事
B 旅行等(2号)	A以外の用事又は事故のため、(本町以外に)外出・旅行・滞在
C 病気等(3号)	ア.疾病、負傷、出産、身体障害等のため歩行が困難 イ.その他( )
D 住所移転(5号)	住所移転のため、本町以外に居住
E 天災等(6号)	天災又は悪天候により投票所に到達することが困難

上記は、真実であることを誓います。 令和3年 月 日

氏名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
現住所	
選挙人名簿に記載されている住所	大口町〇〇× 丁目▲番地

町長 町議

大口町選挙管理委員会委員長 殿

期日前投票を利用される方は、

- ①当日投票できない理由
  - ②期日前投票をおこなう日付
  - ③氏名
  - ④生年月日
- をご記入していただきます。  
※選挙人名簿に記載されている住所以外にお住まいの方は、  
⑤現住所もご記入してください。

①投票日当日、投票できない理由に○をつけてください

②期日前投票をおこなう日付を記入

③氏名を記入

④生年月日を記入

⑤下欄の住所(選挙人名簿に記載されている住所)以外に居住している場合のみ記入

選挙がおこなわれた場合、ケーブルテレビCCNet12(地デジ12ch)で開票速報を生中継でお届けします。  
生中継に関する問合せ先  
中部ケーブルネットワーク株式会社  
0120-441-061



開票速報



※入場券は10月19日（火）に発送します。配達には3日から4日かかる場合があります。

※入場券がなくても、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所で係員に申し出てください。

◎文字の書けない人も投票できます

ケガ等により文字が書けない方には、厳正なる立会いのもとに、投票したい候補者の名前を係員が代筆しますので、投票所の係員に申し出てください。もちろん、投票の秘密は厳守します。

◎病院・老人ホーム等に入院（入所）中の方の不在者投票

不在者投票ができる施設として指定を受けた病院・老人ホームなどに入院（入所）中の方は、その施設で不在者投票ができますので、施設の長に申し出てください。

◎他市町村に出張・滞在中の方の不在者投票（遠隔地投票）

投票日まで他の市町村に出張・滞在される方は、大口町のホームページから「不在者投票宣誓書・請求書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、大口町選挙管理委員会へ郵送してください。折り返し投票用紙などを送付しますので、出張・滞在先の市町村選挙管理委員会で執務時間内に投票してください。なお、郵送の日数がかかりますので、ご利用される際はお早めをお願いします。

◎郵便等による不在者投票用紙の請求期限は、10月20日（水）です

この制度は、身体に重度の障がいがある方などが自宅で投票できる制度です。身体障害者手帳等が交付されている方のうち、一定の障がいがある方および介護保険法上の要介護者で、介護保険被保険者証の要介護認定区分が「要介護5」の方が対象となります。また、身体障害者手帳等が交付されている方のうち、一定の障がいがある方は、あらかじめ選挙管理委員会に届出た方によって「代理記載」ができる制度もあります。

◎筆記具の持ちこたし

期日前投票所を含む各投票所では使い捨ての鉛筆を用意しておりますが、持参した鉛筆を使用した投票用紙への記入も可能です。

投票所入場券の内容をご確認ください

〇-〇〇-〇〇

扶桑局  
料金後納  
郵便

**選挙**

111-1111

大口町〇〇×丁目▲番地

〇 〇 〇 〇 様

宛名がご自分のものか確認してください

**大口町長選挙及び大口町議会議員補欠選挙  
投票所入場券**

**投票日：令和3年10月24日（日）**

※期日前投票につきましては内側をご覧ください。

**大口町選挙管理委員会**

〒480-0144 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地  
電話 0587-95-1699 FAX 0587-95-1030

ご案内は内側にあります。ここからゆっくりとはがしてご覧ください。

令和3年10月24日執行  
大口町長選挙及び大口町議会議員補欠選挙  
投票所入場券

投票所を確認してください

◇◇◇◇投票区

選挙人の氏名	〇 〇 〇 〇	名簿 番号	〇〇-〇〇
投票の場所	□□□□□□□□		
投票日	令和3年10月24日（日）	受付番号	
投票の時間	午前7時から午後8時まで		

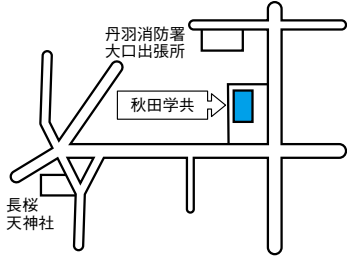



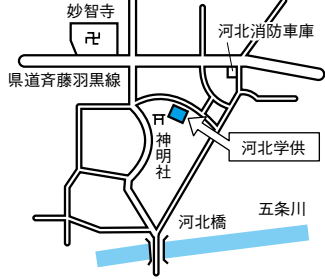

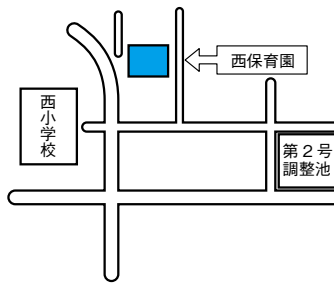

※ 期日前投票：10月20日（水）～10月23日（土）  
期日前投票時間：午前8時30分～午後8時  
期日前投票の場所：大口町役場 1階 相談室1

**大口町選挙管理委員会** 印

ハガキの右下からゆっくりはがします

# あなたの投票所は

※入場券に記載されている投票所を確認の上、お出かけください。

<p>1. 秋田投票区投票所 秋田学習等共同利用施設</p>	<p>2. 豊田投票区投票所 豊田学習等共同利用施設</p>	
		
<p>3. 大屋敷投票区投票所 大屋敷学習等共同利用施設</p>	<p>4. 外坪投票区投票所 外坪学習等共同利用施設</p>	<p>5. 河北投票区投票所 河北学習等供用施設</p>
		
<p>6. 余野第1投票区投票所 余野学習等共同利用施設</p>	<p>7. 余野第2投票区投票所 大口町立西保育園</p>	<p>8. 上小口投票区投票所 上小口学習等供用施設</p>
		
<p>9. 中小口投票区投票所 中小口地区コミュニティセンター</p>	<p>10. 下小口投票区投票所 下小口学習等共同利用施設</p>	<p>11. 垣田・さつき投票区投票所 さつきヶ丘防災センター</p>
